令 和 6 年 度

稚内市健全化判断比率等
に 関 す る 審 査 意 見 書

稚 内 市 監 査 委 員

目　　次

稚内市一般会計歳入歳出決算に係る健全化判断比率に関する審査意見書

1　審査の概要 …… 5
(1)審査の対象 …… 5
(2)審査の期間 …… 5
(3)審査の方法 …… 5
2　審査の結果 …… 5
3　審査意見 …… 5
4　健全化判断比率算定表 …… 6

稚内市公営企業会計決算に係る資金不足比率に関する審査意見書

1　審査の概要 …… 9
(1)審査の対象 …… 9
(2)審査の期間 …… 9
(3)審査の方法 …… 9
2　審査の結果 …… 9
3　審査意見 …… 10
4　資金不足比率算定表 …… 10

稚内市一般会計歳入歳出決算に係る
健全化判断比率に関する審査意見書

稚監査第 252 号

令和７年８月 22 日

稚内市長　　工　藤　　広　　様

稚内市監査委員　本　間　　勲

稚内市監査委員　岡　本　雄　輔

健全化判断比率に関する審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第３条第１項の規定により審査に付された令和６年度稚内市一般会計歳入歳出決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおりその意見を提出します。

令和６年度 健全化判断比率審査

１　審 査 の 概 要

(1)　審 査 の 対 象

令和６年度稚内市一般会計歳入歳出決算に係る健全化判断比率

(2)　審 査 の 期 間

令和７年８月８日から令和７年８月 18 日まで

(3)　審 査 の 方 法

各比率の審査に当たっては、市長から審査に付された令和６年度健全化判断比率が関係法令に準拠して算定されているか、また、各比率の算定の基礎となる事項を記載した書類等が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施した。

２　審 査 の 結 果

市長から審査に付された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に基づいて算定されており、正確かつ適正であると認められた。

健全化判断比率	令和６年度	令和５年度	比　較	早期健全化基準
1　実質赤字比率			－	12.96%
2　連結実質赤字比率			－	17.96%
3　実質公債費比率	10.8%	10.7%	0.1ポイント	25.0%
4　将来負担比率	45.4%	32.8%	12.6ポイント	350.0%

上記の表のとおり、当年度の健全化判断比率を前年度に比較すると、実質公債費比率では 0.1 ポイント悪化、将来負担比率では 12.6 ポイント悪化している。なお、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は共に黒字となっているため数値の記載はない。

３　審　査　意　見

令和６年度の健全化判断比率の算定は、適正であると認められる審査結果である。今後も各比率の算定にあたっては一層の正確性を期することを望むものである。

4 健全化判断比率算定表

（単位：千円・%）

実質赤字比率
$\frac{\text{一般会計の実質赤字額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）－（歳計剰余金＋未収入特定財源）}}{\text{標準財政規模}} \times 100$ $\frac{0+(0+1,808,264)-(531,213+1,517,737)}{12,877,071} \times 100 = \triangle 1.86$（負の値：赤字なし）
連結実質赤字比率
$\frac{\text{連結実質赤字額＝（イ＋ロ）－（ハ＋ニ）}}{\text{標準財政規模}} \times 100$ $\frac{(0+0)-(264,030+2,426,254)}{12,877,071} \times 100 = \triangle 20.89$（負の値：赤字なし） イ：一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字額の合計額 ロ：公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計 ハ：一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字額の合計額 ニ：公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計
実質公債費比率
$\frac{\text{(地方債の元利償還金＋準元利償還金)－(特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模－(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \times 100$ $\frac{(2,655,917+639,411)-(316,501+1,854,705)}{12,877,071-1,854,705} \times 100 = 10.19855$ 令和４年度　11.34654 令和５年度　10.93905 令和６年度　10.19855　　３カ年平均　10.828 ≒ 10.8
将来負担比率
$\frac{\text{将来負担額－(充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模－(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \times 100$ $\frac{32,544,967-(6,251,290+2,335,640+18,943,301)}{12,877,071-1,854,705} \times 100 = 45.4$

稚内市公営企業会計決算に係る
資金不足比率に関する審査意見書

稚監査第 253 号

令和７年８月 22 日

稚内市長　　工　藤　　広　　様

稚内市監査委員　本　間　　勲

稚内市監査委員　岡　本　雄　輔

公営企業会計決算に係る資金不足比率に関する審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第１項の規定により審査に付された令和６年度稚内市病院事業会計、稚内市水道事業会計、稚内市下水道事業会計、稚内市港湾整備事業特別会計、稚内市公設地方卸売市場事業特別会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおりその意見を提出します。

令和６年度 資金不足比率審査

１　審 査 の 概 要

(1)　審 査 の 対 象

令和６年度病院事業会計決算に係る資金不足比率

令和６年度水道事業会計決算に係る資金不足比率

令和６年度下水道事業会計決算に係る資金不足比率

令和６年度港湾整備事業特別会計決算に係る資金不足比率

令和６年度公設地方卸売市場事業特別会計決算に係る資金不足比率

(2)　審 査 の 期 間

令和７年８月８日から令和７年８月 18 日まで

(3)　審 査 の 方 法

各比率の審査に当たっては、市長から審査に付された令和６年度資金不足比率が関係法令に準拠して算定されているか、また、各比率の算定の基礎となる事項を記載した書類等が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施した。

２　審 査 の 結 果

市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に基づいて算定されており、正確かつ適正であると認められた。なお、各事業においては資金不足とはなっていないため数値の記載はない。

区　　分	令 和 6 年 度	令 和 5 年 度	比　較	経営健全化基準
病　院　事　業	－	－	－	20.0%
水　道　事　業	－	－	－	
下 水 道 事 業	－	－	－	
港 湾 整 備 事 業	－	－	－	
公設地方卸売市場事業	－	－	－	

３　審　査　意　見

令和６年度の資金不足比率の算定は、適正であると認められる審査結果である。今後も各比率の算定にあたっては一層の正確性を期することを望むものである。

４　資金不足比率算定表

（単位：千円・％）

地方公営企業法適用の公営企業の場合	
$\frac{\text{資金の不足額}=(\text{流動負債}+\text{建設改良費以外等の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高}-\text{流動資産})-\text{解消可能資金不足額}}{\text{事業の規模}=\text{営業収益の額}-\text{受託工事収益の額}}\times 100$ ※「流動負債」及び「流動資産」については控除後の額となる。	
病院事業	
$\frac{(1,005,930+0-1,346,287)-0}{5,428,456}\times 100$	＝　△6.2（負の値：資金不足なし）
水道事業	
$\frac{(316,677+0-2,153,292)-0}{1,000,774}\times 100$	＝　△183.5（負の値：資金不足なし）
下水道事業	
$\frac{(44,571+0-293,084)-0}{491,339}\times 100$	＝　△50.5（負の値：資金不足なし）

（単位：千円・％）

地方公営企業法非適用の公営企業の場合	
$\frac{\text{資金の不足額}=(\text{繰上充用額}+\text{支払繰延額}\cdot\text{事業繰越額}+\text{建設改良費以外等の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高額})-\text{解消可能資金不足額}}{\text{事業の規模}=\text{営業収益に相当する収入の額}-\text{受託工事収益に相当する収入の額}}\times 100$	
港湾整備事業	
$\frac{0}{72,441}\times 100$	＝　0（資金不足なし）
公設地方卸売市場事業	
$\frac{0}{10,975}\times 100$	＝　0（資金不足なし）

※資金不足額が負の場合は０となる。